

秋スポ少－５７

令和３年９月２４日

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福 原 幸 成
(公印省略)

スポーツ少年団活動の自粛の解除について(通知)

本団では、令和３年９月６日付け秋スポ少－５４において、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしてきたところですが、県教育庁保健体育課から、本日付けで別添写しのとおり通知が出されました。

つきましては、スポーツ少年団活動においても自粛を解除することとしましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者を含む全て)に速やかに周知して下さるようお願いいたします。

なお、市町村スポーツ少年団本部には別添のように通知致しました。

別 添

㊟－１ 部活動の実施に関する留意事項(改訂版)(令和３年９月２４日時点)

㊟－２ スポーツ少年団活動の自粛の解除について(通知)

〈本件の問い合わせ先〉

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂，七尾，富樫
TEL ０１８－８６６－３９１６
FAX ０１８－８６４－５７５２

秋スポ少 - 57
令和3年9月24日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

スポーツ少年団活動の自粛の解除について(通知)

本団では、令和3年9月6日付け秋スポ少-54において、スポーツ少年団活動の自粛をお願いしてきたところですが、県教育庁保健体育課から、本日付けで別添写しのとおり通知が出されました。

つきましては、スポーツ少年団活動においても自粛を解除することとしましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者を含む全て)に速やかに周知してくださるようお願いいたします。

- 1 活動(練習)を行う際は、考えられる感染防止対策を十分に講じた上で、可能な限り時間短縮を検討するなどし、合理的な活動を心がけること。
- 2 県内チーム同士の練習試合及び合同練習等の他団との交流については、※9月中は実施しないこと。
※9月中について
10月以降の練習試合等の実施については、9月末時点での感染状況により再度判断し、改めて通知する予定です。
- 3 県内の大会への参加は、県外と同様に、真にやむを得ない場合を除き控えること。
- 4 活動に当たっては「スポーツ少年団活動のガイドライン」の基本方針に基づき2「新しい生活様式」を踏まえた具体策(1)～(9)、(12)、(13)を遵守すること。

別 添

㊟ 部活動の実施に関する留意事項(改訂版)(令和3年9月24日時点)

〈本件の問い合わせ先〉
秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾、富樫
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752